

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休息日  
の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 第二十八期鳥取県地方労働委員会労働者及び使用者委員候補者推薦要領

土地改良法による換地計画の適否の決定(六件)

土地区画整理法による換地計画の案の縦覧

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可

◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集

◇ 公 告 歯科衛生士試験の実施

歯科技工士試験の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第七十三号

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に関し、次のとおり第二十八期鳥取県地方労働委員会労働者及び使用者委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定により推薦を求める。

昭和五十六年二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第二十八期鳥取県地方労働委員会労働者及び使用者委員候補者推薦要領

#### 一 推薦する者の資格

(一) 労働者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条の規定に適合する労働組合であること。

(二) 使用者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことを主な目的とし、又は業務の主要な部分としている使用者団体であること。

#### 二 推薦される者の資格

労働者委員又は使用者委員の候補者は、ともに労働組合法第十九条第八項前段に規定する者でないこと。

#### 三 推薦手続

(一) 労働組合又は使用者団体は、推薦書(様式(1))を推薦期間内に、知事に提出すること。

(一) 労働組合は、労働組合資格審査申請書(様式②)を推薦期間内に、鳥取県地方労働委員会に提出すること。

(二) 又は(一)による書類は、鳥取市、岩美郡、八頭郡又は気高郡の区域に主たる事務所を有する労働組合又は使用者団体が提出する場合を除き、所轄労政事務所を経由して提出すること。

四 推薦することができる候補者の数  
制限はないが、二人以上の場合、順位を付けること。

五 推薦の期間

昭和五十六年二月二十日から昭和五十六年三月六日まで

様式(1)

推 薦 書

昭和 年 月 日

鳥取県知事

殿

所 在 地

労働組合又は  
使用者団体の名称

代 表 者 名

㊦

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、鳥取県地方労働委員会の労働者(使用者)委員候補者として次の者を推薦します。

氏 名	年 月 日	現 住 所	労働者の所属 及びその地位 (労働者の所属 の地位並びに 労働者の地位)	労働者の所属 及びその地位 (労働者の所属 の地位並びに 労働者の地位)	経 歴	備 考

(注) 「経歴欄」には、年月日順に学歴、職歴、組合歴等をできるだけ詳細に記入すること。

様式(2)

労働組合資格審査申請書

昭和 年 月 日

鳥取県地方労働委員会

会 長

殿

所 在 地

労働組合同名

代 表 者 名

㊦

鳥取県地方労働委員会労働者委員候補者の推薦手続に参加したいので、労働組合法第5条第1項の規定により資格を審査していただくよう下記の書類を添えて申請します。

記

1 労働組合の規約

2 労働協約

3 その他資格の立証に必要な資料

(1) 役員名簿

(2) 経理状況

(3) 従業員数及び組合員数(男女別)

(4) 組合事務所の上状況

(5) 福利厚生への援助を受けている状況

(資格を立証するため、地方労働委員会に手続中のものは、その旨付記すること。)

鳥取県告示第七十四号

昭和五十六年二月三日付けで鳥取市から申請のあつた高草地区第七工区の換地計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年二月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十五号

昭和五十六年二月四日付けで西伯郡西伯町大字法勝寺三七二番地西伯町土地改良区から申請のあつた西伯地区北方工区の換地計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し  
二 縦覧に供する期間  
昭和五十六年二月二十一日から二十日間  
三 縦覧に供する場所

西伯町役場  
四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十六号

昭和五十六年二月五日付けで西伯郡西伯町大字法勝寺三七二番地西伯町土地改良区から申請のあつた西伯地区驛牛工区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十六年二月二十一日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
西伯町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十七号

昭和五十六年二月十日付けで気高町から申請のあつた下光元地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十六年二月二十一日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
気高町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第七十八号

昭和五十六年二月十三日付けで倉吉市から申請のあつた上米積地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十六年二月二十一日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
倉吉市役所
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第七十九号

昭和五十六年二月十三日付けで大栄町から申請のあつた下種地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十

四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
  - 二 縦覧に供する期間  
昭和五十六年二月二十一日から二十日間
  - 三 縦覧に供する場所  
大栄町役場
  - 四 異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第八十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第八十六条第一項前段の規定に基づき、鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業に係る換地計画を定めようとするので、同法第八十八条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係者は、当該換地計画について、縦覧期間満了の日までに、

意見書を提出することができる。

昭和五十六年二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県土木部都市開発課

二 縦覧期間 昭和五十六年二月二十一日から同年三月六日まで

三 縦覧時間 午前八時三十分から午後五時まで

鳥取県告示第百八十一号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

赤碓港湾港管理者 鳥取県鳥取県知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇番地

二 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和五十三年十二月二十六日 鳥取県指令受港第八十九号

三 しゅん功認可の年月日

昭和五十六年二月十四日

四 埋立区域

(一) 位置

鳥取県東伯郡赤碓町大字赤碓字東松ヶ谷三一番一地先の公有水面

(二) 区域

①から④までの各地点を順次に直線で結んだ線及び④の地点から⑤の地点を通り、①の地点に至る昭和五十三年秋分の満潮位(T・P十二九・〇センチメートル)における公有水面と防波堤との境界線により囲まれた区域

①の地点 赤碓港西防波堤燈台(北緯三五度三分三一秒七二東經一

三三度三九分三九秒〇〇。以下「A地点」という。)から

二二一度五〇分一五秒一八〇・五メートルの地点

②の地点 A地点から二一三度五九分三九秒一八九・八メートルの地

点

③の地点 A地点から二一九度一三分四五秒二四六・三メートルの地

点

④の地点 A地点から二二三度五一分三〇秒二六六・〇メートルの地

点

⑤の地点 A地点から二二二度五七分一八秒二五三・四メートルの地

点

⑥の地点 A地点から二二〇度四八分一七秒二〇八・七メートルの地

点

(三) 面積

一、二二七・〇九平方メートル  
五 関係図書の間覧場所  
赤碓町役場

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第八号

昭和五十六年第二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十六年二月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 部 正 夫

- 一 日時 昭和五十六年二月二十三日(月)午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地  
鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 政治団体講習会について

### 公 告

歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)第11条第1項の規定により、歯科衛生士試験を次のとおり実施する。

昭和56年2月20日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 1 試験期日

- (1) 学説試験 昭和56年3月30日(月)午前9時から
- (2) 実地試験 昭和56年3月29日(日)午前9時から

#### 2 試験場所

- (1) 学説試験 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- (2) 実地試験 鳥取市技町325 鳥取県立歯科衛生士学院

#### 3 試験科目

- (1) 学説試験 解剖生理、病理細菌、薬理、栄養、衛生及び口腔衛生、  
歯科臨床概論及び歯科診療補助並びに衛生行政
- (2) 実地試験 歯科予防実技及び歯科診療補助実技

#### 4 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 文部大臣の指定した歯科衛生士学校を卒業した者
- (2) 厚生大臣の指定した歯科衛生士養成所を卒業した者
- (3) 外国の歯科衛生士学校を卒業し、又は外国において歯科衛生士免許を得た者で、厚生大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

#### 5 受験願書の受付期間

昭和56年3月3日(火)から同月12日(木)まで(郵送の場合は、昭和56年3月12日までの消印があるものは、有効とする。)

#### 6 受験願書の提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県衛生環境部医務課

7 提出書類

- (1) 受験願書 (所定の様式によること。)
- (2) 履歴書 (所定の様式によること。)
- (3) 受験資格を証する書類

ア 4の(1)又は(2)に該当する者は、卒業証明書(昭和56年3月卒業見込みの者にあつては、卒業見込証明書。この場合、合格発表日まで卒業証明書を提出すること。)

イ 4の(3)に該当する者は、外国の歯科衛生士学校を卒業し、又は外国の歯科衛生士免許を受けたことを証する書類

(4) 写真

手札形合紙付とし、出願前6箇月以内に脱帽、正面で撮影したもので、その裏面に(シエ)の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。

8 試験手数料及び納入方法

- (1) 試験手数料 8,000円

(2) 納入方法

(1)に記載する金額に相当する額の鳥取県収入証紙を受験願書の右上余白部にはり付けること。この場合、消印しないこと。

9 合格発表

昭和56年4月11日(土)とする。なお、合格者には合格証書を交付する。

10 その他

- (1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。
- (2) その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課(電話番号

26-7190)へ問い合わせること。

歯科技工法(昭和30年法律第168号)第12条第1項の規定により、歯科技工士試験を次のとおり実施する。

昭和56年2月20日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験期日

- (1) 学説試験 昭和56年3月20日(金)午前9時から

- (2) 実地試験 昭和56年3月21日(土)午前9時から

2 試験場所

鳥取市富安二丁目84 鳥取歯科技工専門学校

3 試験科目

- (1) 学説試験 歯<sup>牙</sup>解剖、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正技工学、小児歯科技工学、歯科鑄造学、歯科理工学及び関係法規

4 実地試験 歯科技工実技

5 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 厚生大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者

- (2) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者



- (3) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの
- 5 受験願書の受付期間  
昭和56年2月23日(月)から同年3月4日(水)まで(郵送の場合は、昭和56年3月4日までの消印があるものは、有効とする。)
- 6 受験願書の提出先  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県衛生環境部医務課
- 7 提出書類  
(1) 受験願書(所定の様式によること。)  
(2) 履歴書(所定の様式によること。)  
(3) 受験資格を証する書類  
ア 4の(1)に該当する者は卒業証明書(昭和56年3月卒業見込みの者にあつては、卒業見込証明書。この場合、合格発表日までに卒業証明書を提出すること。)  
イ 4の(2)に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができることを証する書類  
ウ 4の(3)に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類  
(4) 写真  
手札形台紙付とし、出願前6箇月以内に脱帽で正面から撮影したもので、その裏面に(ジギ)の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。
- 8 試験手数料及び納入方法
- (1) 試験手数料 10,000円  
(2) 納入方法  
(1)に記載する金額に相当する額の鳥取県収入証紙を受験願書の右上余白部にはり付けること。この場合、消印しないこと。
- 9 合格発表  
昭和56年3月31日とする。なお、合格者には合格証書を交付する。
- 10 その他  
(1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。  
(2) その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課(電話番号26—7190)へ問い合わせること。